

V-4 電力の自由化（新電力：電気エネルギー改革元年）

- ① 新電力会社の設立により、大口需要家（特高・高圧受電設備＝受電電力50kW以上）及び一般家庭や小規模工場・ビル等（低圧受電）の買電が、在来の日本の10電力会社から又はどの地域の電力会社からの電気の買電をできるようになっている。この制度は、十数年前から実施されております。

ただし、低圧受電の需要家（受電契約50kW未満）は2016年4月1日からこの制度が認可・実施されます。

また、自然エネルギーによる発電設備により発生された電力を、電力会社に売電することもできます。

例えば、太陽光発電、風力発電、地熱発電、潮流発電等がありますが、近年特にメガソーラ太陽光発電（通常出力50kW以上）やそれ以外の一般ソーラ太陽光発電の電力を電力会社が購入してくれるシステムになっています。（ただし、多少の制約や条件があります。）

② 電力の卸と小売り

イ) 発電設備を全国各地に設置している大規模な発電設備で発生している会社の電力を卸してもらい、その電力を地域に密着した一般家庭や小規模工場・ビル、店舗等（低圧受電）に小売りするシステムも認可されるようになりました。

例えば、通信会社（携帯電話会社、電話会社等）、地域のガス会社、コンビニエンスストア、石油販売会社等とセット会員価格で電力の小売りを計画している企業が数100社近くあります。

ロ) 大規模な発電設備のある企業・団体では、自社需要設備で発生した電力の余剰電力を電力会社に売電する方式です。

例えば、ガス会社、製鉄会社、ゴミ焼却施設、セメント製造会社大規模な発電設備を設置している企業団体等。

③ 電気（電力）の託送

新電力の送配電は、在来の電力会社の配電線網を利用しますので、新電力会社は新たに配電線網を設けることなく、送電・配電が出来るシステムになっています。

これに伴い、電力量計の取付けが必要ですが、電力量計は在来の電力会社の所有であり、検針も在来の電力会社が実施します。

新電力会社からの買電に伴う費用は、需要家には発生しません。

契約書類の承認だけです。

④ 新電力会社への切り替え判断資料

需要設備の規模（低圧受電：家庭用、小規模店舗、高圧受電：工場、ビル、大型店舗、病院等）による条件や地域の新電力会社との関係で、選定に困ることがあると思います。

それらの条件の比較資料として、資源エネルギー庁の公開資料が示す下記のホームページで検索し、予習しておくのがベストかと思われます。

それらの知識を踏まえて、料金比較や業者選定の参考にして見積を取るのが良いと思われます。

見積比較をするための表・資料等は、下記のホームページにも掲載されています。

資源エネルギー庁ホームページ

URL <http://j-energy/info/?page=kouri>